

会津若松市コミュニティセンター
指定管理者候補者審査結果報告書

松長コミュニティセンター

令和7年10月

会津若松市コミュニティセンター
指定管理者候補者審査委員会

- 1 施設名
会津若松市松長コミュニティセンター
- 2 指定管理者候補者
団体名 会津若松市松長コミュニティセンター管理運営委員会
代表者氏名 会長 有賀 隆
主たる事務所の所在地 会津若松市一箕町松長四丁目9番地の108
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4ヵ年）
- 4 審査委員会の開催状況
 - (1) 第1回審査委員会
 - ① 令和7年8月5日（火） 会津若松市役所 本庁舎会議室6-2
 - ・ 指定管理者制度説明
 - ・ 委員長選出
 - ・ 申請要項及び仕様書の協議
 - ・ 審査基準の協議
 - (2) 第2回審査委員会
 - ① 令和7年10月3日（金） 会津若松市役所 本庁舎会議室5-2
 - ・ 申請者からの事業計画プレゼンテーション及びヒアリング
 - ・ 審査及び採点
 - ・ 採決
- 5 審査の進め方
審査基準及び配点を決定の上、審査は第1次審査と第2次審査の2回とした。
第1次審査は事務局（市民協働課）による書類審査とし、申請者から提出された書類等を審査し、申請資格に適合しているか確認を行うこととした。
第2次審査は委員による申請者の審査とし、申請者のプレゼンテーション及び委員のヒアリングにより審査を行い、指定管理者候補者として適当であるか否かを判断することとした。
- 6 申請者
会津若松市コミュニティセンター条例に基づき、会津若松市において次の団体を指名し申請書の提出を求めた結果、当該団体から申請があった。

会津若松市一箕町松長四丁目9番地の108
会津若松市松長コミュニティセンター管理運営委員会
会長 有賀 隆

7 審査結果

第1次審査では、申請資格等に適合していることを確認した。

第2次審査における各委員の評価点の集計結果は別紙のとおりであり、合計得点及びすべての基準項目ごとの合計得点において、最低水準点を超えていた。

これらを踏まえ、委員会において協議、検討を行い総合的に判断した結果、申請者の「会津若松市日新コミュニティセンター管理運営委員会」は指定管理者候補者として適当であることを確認した。

8 審査の講評

- ・ 出前講座については今後も継続し、内容については、楽しく学べて遊びごころも入れながらと、知恵を出し合って実施して欲しいと願う。
- ・ 地域活動の拠点として自覚し、様々なイベントの開催等への工夫が感じられる。
- ・ 規約では理事10名としているが、名簿記載は6名である。規約との整合性を図っていただきたい。
- ・ 施設の開館時間を平日・休日とも午前9時～午後9時としており、利用者の選択を拡大していることは素晴らしい。
- ・ 利用者のサービス向上や施設への住民の関心度を高める取組（もったいないコーナー）を行うなど、様々な施策を実施している。引き続き、できるものからで良いので具現化してほしい。
- ・ コミセン管理運営委員会が一箕地区ひとみ創造ネットワークの構成員であることから、地域課題の解決に向けた両者の効果的なあり方等についての検討を期待する。

9 委員名

会津若松市コミュニティセンター指定管理者候補者審査委員会

(敬称略・順不同)

No.	区 分	所 属	役職等	氏 名
1	管理運営有識者	公立大学法人 会津大学	教授	麻野 篤
2	管理運営有識者	会津若松商工会議所	事務局長	山崎 雄一郎
3	住民活動団体	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次
4	住民活動団体	会津若松市男女共同 参画推進実行委員会	委員	橋本 博子
5	会津若松市	市民部	部長	斎藤 哲雄